

## 令和7年産収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)について

鹿児島県拠点経営所得安定対策ナラシ担当

1. ナラシ対策は、経営に着目したセーフティーネットであり、米、麦、大豆の農業収入全体の減少による影響を緩和するための制度であり、令和7年産は県全体で223経営体が加入しました。
2. 令和7年産米につきましては、依然として販売価格は高く推移していますが、仮に標準収入額を下回ることとなればナラシ対策の発動となりますので、発動に備えて準備を行っていく必要があります。
3. このため、申請者が収入減少影響緩和交付金の交付申請書(様式第10-1号)と数量確認書類(①~⑤)を提出できるよう、ナラシ加入者の米の販売確認等(証拠書類の準備)を早めにお願いします。
  - ① JA・集荷組合へ出荷する米については、県拠点から JA・集荷組合へ2月中に米穀の数量証明の依頼を行い、3月中に県拠点へ数量証明書の提出をしてもらうスケジュールで準備を進めています。  
※ 5年産より系統出荷分のゼロ契約は対象外であり、加入申請時に提出した米穀の出荷・販売契約数量報告書(様式10-11号)で計画したもののが対象となります。(7ページからのR5年産以降のナラシ事前契約関係の注意点について)
  - ② JA・集荷組合以外に販売した米及び直接消費者へ販売した米については、米穀の検査証明書や、販売伝票等で販売が確認できる書類の提出が必要です。  
この際、販売伝票等で主食用として出荷・販売したことが確認できる事が必要です。(5年産より申請時に販売計画を立てたものが対象となります。)
  - ③ 申請者は、令和7年産から②のJA・集荷組合以外に販売した米及び直接消費者へ販売した米につきましては、直接販売した米穀の販売数量報告書(参考様式9号:令和8年4月改正予定)又は当該様式と同様の事項が記載された一覧表の提出が必須化されました。(14ページからの直接販売した米穀の数量報告書(一覧表)の提出必須化について)
  - ④ このため、申請者は、収入減少影響緩和交付金の交付申請書(様式第10-1号)、③の直接販売した米穀の販売数量報告書又は一覧表、米穀の検査証明書、販売伝票等の確認書類等の提出が必要です。
  - ⑤ なお、農産物検査によらない方法により数量確認した場合もナラシの交付対象となります。(5ページの資料をご確認ください。)

4. 協議会は、申請者から3の交付申請書類等が提出されたら、直ちに申請内容を照合・確認し、申請内容をデータ化する。(統合ツール又はスタンダードアロンツール)

協議会は、収入減少影響緩和交付金の交付申請書(様式第 10-1 号)、直接販売した米穀の販売数量報告書(参考様式9号:令和8年4月改正予定)又は当該様式と同様の事項が記載された一覧表、申請内容を入力したデータを拠点へ提出する。

なお、申請者から提出された販売伝票等の確認書類は、協議会止まり。(14 ページからの直接販売した米穀の数量報告書(一覧表)の提出必須化について)

5. 集落営農組織の構成員が収入保険に加入している場合の生産実績数量の控除については、6 ページの資料を一読いただきますようお願いします。

### 3 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

（所要額：446億円）

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）は、経営に着目した農家拠出を伴うセーフティネットであり、米及び畑作物の価格が下落した際等の農業収入全体の減少による影響を緩和するための制度です。

**【交付対象者】**認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件はありません。）  
※交付対象者の要件については、6～7ページを参照してください。

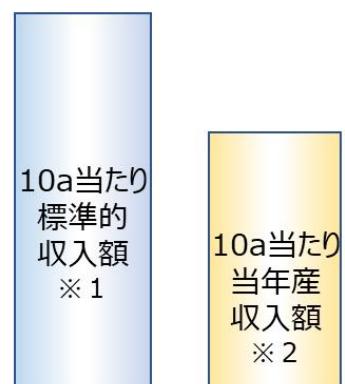
**【対象作物】**米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

#### （1）ナラシ対策の仕組み

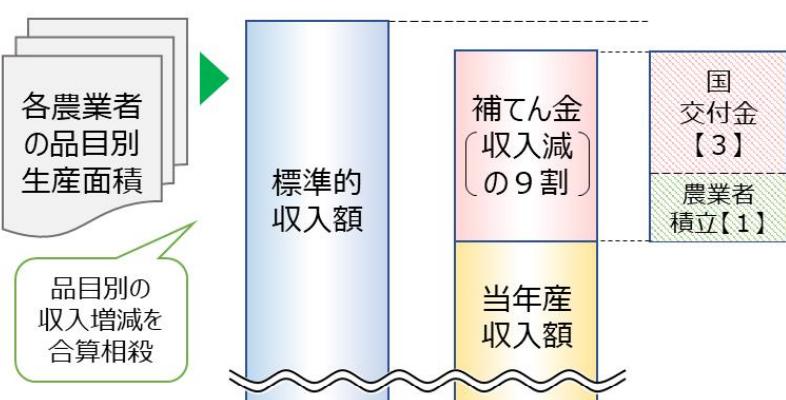
- 農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、過去の平均収入（標準的収入額）を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。
- 農業者ごとの収入差額の計算にあたっては、毎年定める地域別及び品目別の標準的収入額及び当年産収入額と、農業者の生産実績数量から換算した生産面積を用います。
- 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担するため、補てんを受けるには、農業者からの積立金の拠出が必要となります。
- 補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てにはなりません。

#### 交付金算定の概念

##### 地域・品目別の計算



##### 農業者別の計算



$$\text{補てん額}^{\text{※3}} = (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9$$

※1 直近5年のうち、最高年と最低年を除く3年の平均収入額

※1、2 米の場合、地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、実単収を乗じて算出

※3 補てん額は農業共済に加入していることを前提に減額調整

## (4) ナラシ対策の補てん対象（生産実績数量）

- 令和4年産から、需要に応じた米生産を後押しするため、ナラシ対策の補てん対象となる米は農業者が事前に集出荷業者（JA等）と出荷契約を結んだもの等に限定されています。
- このため、米を生産する予定の農業者は、加入申請時（令和7年6月30日まで）に、「出荷・販売契約数量等報告書」の提出が必要です。

### 米

農産物検査3等以上のもの又は当該等級に相当するもの（種子用は除く）で、

- (1) 農業者がJA等の集出荷業者との間で、生産年の6月30日までに出荷契約又は販売契約を結び、生産翌年の3月31日までに主食用として出荷・販売したもの
- (2) 農業者又は農業者から委託を受けた者が、生産年の6月30日までに販売計画を作成し、生産翌年の3月31日までに主食用として消費者等に販売することとしたものが対象です。

### 麦、大豆等

ゲタ対策（数量払）の交付対象数量となったものが対象です。

## 「出荷・販売契約数量等報告書」について

農業者ごとに、以下(1)、(2)の契約・計画数量を整理・集計したもの（生産年6月30日時点）。

- (1) JA等の集出荷業者へ出荷・販売する米：取引先ごとの契約数量
- (2) (1)以外へ直接販売する米：販売チャネル（①卸・小売、②中食・外食、③消費者、  
④その他）ごとの計画数量及び前年実績

### （抜粋イメージ）出荷・販売契約数量等報告書

- (1) JA等の集出荷業者へ販売又は販売委託する米の契約数量

出荷・販売先	契約数量
J A ○○	○○kg
▲▲商店	▲▲kg

(1)は、原則、取引先ごとに6月30日時点の契約数量が補てん対象の上限となります。ただし、契約締結後に、豊作等により契約者間で数量の上乗せ更新を行い、当該数量を書面により確認できる場合は、更新後の数量が上限となります。（当面の取扱い）

- (2) (1)以外の者に直接販売する米の計画数量

販売先区分	計画数量	(参考) 前年実績
①卸・小売	○○kg	○○kg
③消費者	▲▲kg	▲▲kg

(2)は、実需と結びついているため、6月30日時点の計画数量の水準にかかわらず、実際の販売数量が補てん対象の上限となります。（当面の取扱い）

- 注1) (1)の契約数量の確認資料として、各出荷・販売先の出荷契約書の写し等を添付してください。
- 注2) (1)の契約数量と(2)の計画数量の合計数量が、米の生産予定面積から勘案して過大となるないように見受けられる場合等には、個別に事情をお聞きすることができます。
- 注3) 契約数量が0や空欄、計画数量が全く記載されない場合は原則交付対象外です。

## 出荷・販売実績（生産実績数量）の確認資料

- 米については、生産した翌年の3月31日までの主食用米の出荷・販売実績（生産実績数量）を確認できる書類の提出が必要です。  
(麦、大豆等の米以外の品目は、ゲタ対策の数量扱と同じです(8、9ページ参照)。)
- 令和4年産から農産物検査制度において「水稻うるち玄米」に限り、機械鑑定を前提とした検査規格が追加されたため、従前の等級検査の結果に加えて、機械鑑定の結果も数量確認に用いることが可能となりました。
- 農産物検査によらない方法により数量確認した場合も、交付対象としています。

### 米の生産実績数量に係る確認書類

- ① 主食用として出荷・販売した数量を確認できる書類  
(販売伝票等)
- ② 1.70mm以上のふるい目で調製した米穀を販売したことが確認できる書類  
(1.70mm以上のふるい目で調製したことが明記された販売伝票等)
- ③ 水分含有率16.0%以下以下の米穀を販売したことが確認できる書類  
(水分含有率16.0%以下であることが明記された販売伝票等)  
※醸造用玄米は都道府県ごとに設定
- ④ 産地、品種※、産年が確認できる書類  
(種子の購入伝票、栽培記録、販売伝票等)  
※交付金の算定上、品種による区分を設定している道県に限る



#### 農産物検査を受検した場合

上記②～④の提出について、次のいずれかに該当する農産物検査結果通知書を提出する場合は省略可能

- ・3等以上に等級格付けされたもの
- ・水稻うるち玄米の機械鑑定による場合、死米の測定値20%以下、死米と碎粒の測定値の合計が30%以下、水分含有率16.0%以下の全ての規格を満たすもの

**注)確認書類及びその根拠となる書類は、決して捨てずに、交付申請を行った年度の翌年度から5年間大切に保管してください。**

#### 確認書類の提出例 1 農産物検査で等級格付された米

- ・① 主食用として出荷・販売した数量が確認できる書類（販売伝票等）
- ・農産物検査結果通知書（3等以上）

#### 確認書類の提出例 2 農産物検査で機械鑑定した水稻うるち玄米

- ・① 主食用として出荷・販売した数量が確認できる書類（販売伝票等）
- ・農産物検査結果通知書（死米の測定値20%以下、死米と碎粒の測定値の合計が30%以下、水分含有率16.0%以下の全ての規格を満たすもの）

#### 確認書類の提出例 3 農産物検査を受検しない米

- ・①～④の書類（ただし、①～④の全部または一部が同一の書類に記載（追記不可）されている場合は、当該書類をもって重複部分に係る書類の提出を省略することが可能）

## 集落営農の構成員が収入保険に加入している場合の ナラシ対策の生産実績数量の控除について

令和8年4月に提出いただく、令和7年産の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）の交付申請に当たっては、次の点に御留意ください。

ナラシ対策と収入保険は重複加入ができないこととなっているため、収入保険に加入している構成員がいる場合、集落営農の経理処理の方法（いわゆる枝番方式、又はプール方式）の違いにより、4月の交付申請において、集落営農の生産実績数量から当該構成員分の数量を控除する必要がある場合と必要がない場合がありますので、今一度、構成員ご本人に収入保険の加入内容についてご確認ください。

### ① 控除が必要な場合

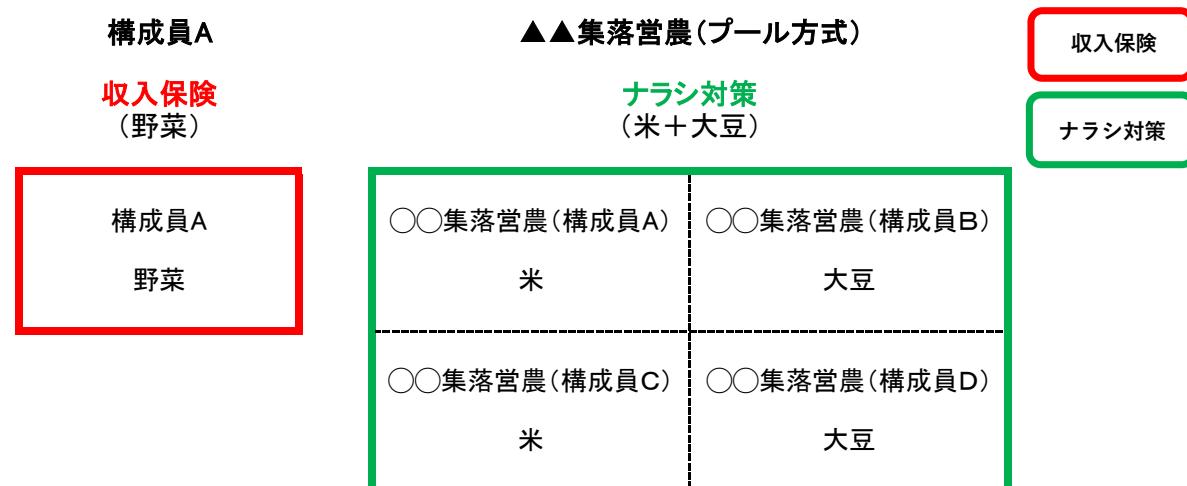
枝番方式（構成員ごとの作付面積、収穫量、売上が把握できる場合）



※集落営農で取り組んだ農産物の生産実績数量から、構成員Aの数量を控除する必要があります。  
(交付申請書に、当該構成員に係る数量が確認できる書類を添付して提出してください。)

### ② 控除の必要がない場合

プール方式（構成員ごとの作付面積、収穫量、売上が把握できない場合）



※集落営農で取り組んだ農産物の生産実績数量から、構成員Aの数量を控除する必要はありません。  
(構成員個人で取り組んでいる農産物のみで収入保険に加入しており、重複加入となっていないため。)

連絡先：九州農政局鹿児島県拠点（099-222-7591）

担当：堀留・林・南柿（経営所得安定対策担当）

## R5年産以降のナラシ事前契約関係の注意点について

- ・ナラシ対策ではR4年産から農業者が出荷販売する米穀について、事前契約等を要件化しております。
- ・このうち、農協等との数量ゼロの出荷・販売契約や、当初の販売計画立てていないにもかかわらず実需者に販売し、ナラシ対策の交付申請を行う事例は、需要に応じた米生産の実効性を確保する観点からは適切と言え難いことから、令和5年産以降の取扱いを見直しました。
- ・令和5年産以降は、下記の点に注意して加入申請いただくようお願いします。

### R5年産以降の加入申請時の注意点

- 1 農協及び委託（出荷）取引を主に行う事業者への出荷・販売について  
**数量ゼロの出荷・販売契約** ➡ **原則、交付対象外** とします
- 2 実需者等への直接販売について  
**全ての販売区分が数量ゼロ・空欄の販売計画** ➡ **交付対象外** とします

加入申請時に、「ゼロ」や空欄のある場合、  
出荷・販売してもその分は交付対象外となりますのでご注意ください

交付対象の考え方、具体例は次ページ以降をご確認ください

### 1 農協及び委託（出荷）取引を主に行う事業者への出荷

#### 交付対象の判断

加入申請 (6/30)時点	交付申請 (翌4/30)時点	交付 対象	備考
事前契約 契約あり	事前契約数量の範囲内 (取引先ごとの事前契約数量 及びそれらの合計数量)	○	
	事前契約数量を超過した分	△	・超過分は取引先ごとに上乗せ更新の再契約が必要です ・実際の出荷数量の合計が事前契約数量の合計内に収ま っていても、取引先ごとの個別の出荷数量がそれぞれの 事前契約数量を超過する場合は上乗せ更新の契約が必要 となります（別紙例1）
	事前契約数量を超過した分 (事前契約数量がゼロの場合)	×	・需要に応じた米生産の実効性を確保する観点から、予め 契約数量を取り決めた上で加入申請する必要があります <b>⇒事前契約数量がゼロの契約は交付対象外（別紙例2）</b> <b>※変更点</b> (R5年産以降)
契約なし	—	×	・需要に応じた米生産の実効性を確保する観点から、予め 契約数量を取り決めた上で加入申請する必要があります

- ・実際の出荷実績が事前契約数量から大幅に乖離する場合は、その理由をお聞きする場合があります。
- ・加入申請時点で、実需者等への「販売計画数量」として計上していた数量の全部又は一部を農協及び委託（出荷）取引を主に行う事業者に出荷・販売する場合も、上記に従って取り扱います。
- ・**事前契約をしていない場合及び事前契約数量をゼロとしている場合は、出荷・販売してもその分は交付対象外となりますので、ご注意ください。**

## 2 実需者等（卸・小売・外食等）への直接販売

### 交付対象の判断

加入申請 (6/30)時点	交付申請 (翌4/30)時点	交付 対象	備考
販売計画	生産実績数量		
計画あり	当初の販売計画数量の範囲内	○	<ul style="list-style-type: none"><li>加入申請時点の販売計画とは別の販売先区分に変更・追加し、出荷・販売しても構いません（別紙例4）</li></ul>
	当初の販売計画数量を超過した分	○	<ul style="list-style-type: none"><li>加入申請時点の販売計画とは別の販売先区分に変更・追加し、出荷・販売しても構いません（別紙例4）</li><li>実需に基づき販売されたものであるため、実際の販売実績を交付対象とします</li></ul>
計画なし	—	×	<p>(販売計画に0と記入している場合)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>加入申請時点で、全ての販売先区分の販売計画数量がゼロの場合は、需要に応じた計画的な米生産を行っているとみなせず、計画なしの扱いとします ⇒交付対象外（別紙例3）※変更点（R5年産以降）</li></ul> <p>(販売計画が空欄の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>計画なしの扱いとします ⇒交付対象外（別紙例3）※変更点（R5年産以降）</li></ul>

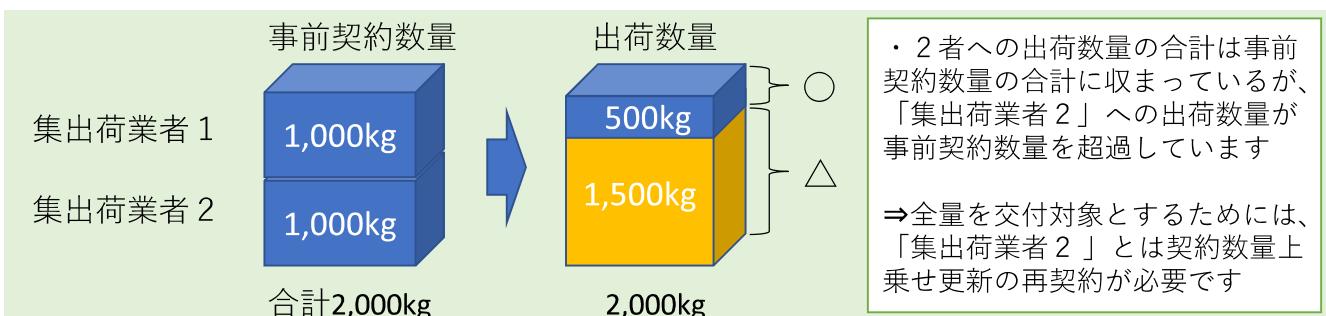
- 生産予定面積と地域の平均単収、あるいは前年の出荷・販売実績と照らし合わせた上で、実際の販売実績が販売計画数量から大幅に乖離する場合は、その理由をお聞きする場合があります。
- 農協及び委託（出荷）取引を主に行う事業者との事前契約数量の全部又は一部を実需者等（卸・小売・外食等）に直接販売する場合も、上記に従って取り扱うこととします（別紙例5、6）。
- 販売計画が全くない場合は、販売してもその分は交付対象外となりますので、ご注意ください。

## 3 具体例

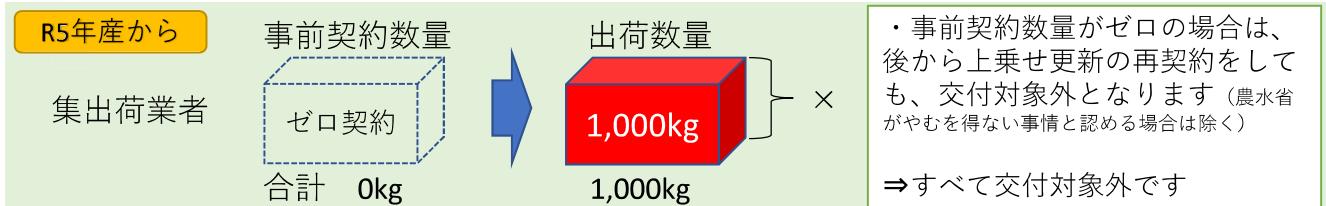
以下の具体例では、次の通り表記します

- 農協及び委託（出荷）取引を主に行う事業者・・・「集出荷業者」
- 実需者等（卸・小売・外食等）・・・「実需者」

### 【例1】2者の集出荷業者と事前契約を締結

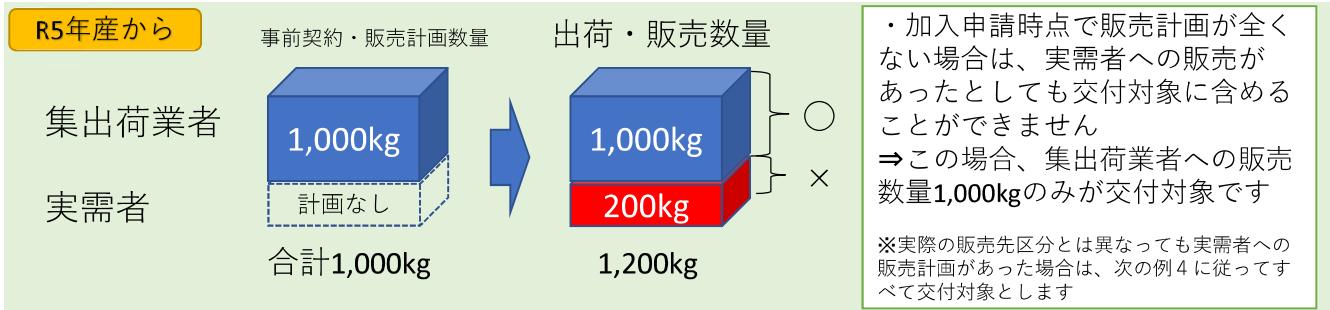


### 【例2】集出荷業者と事前契約を締結（事前契約数量が0の契約）

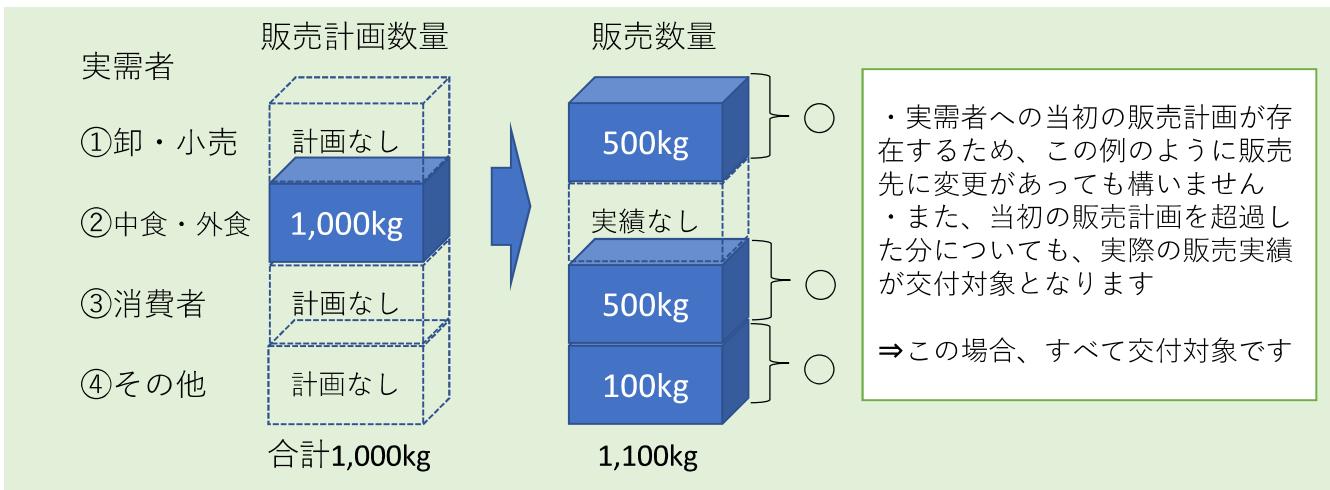


### 3 具体例

#### 【例3】集出荷業者との事前契約のみで、実需者への販売計画は全くない

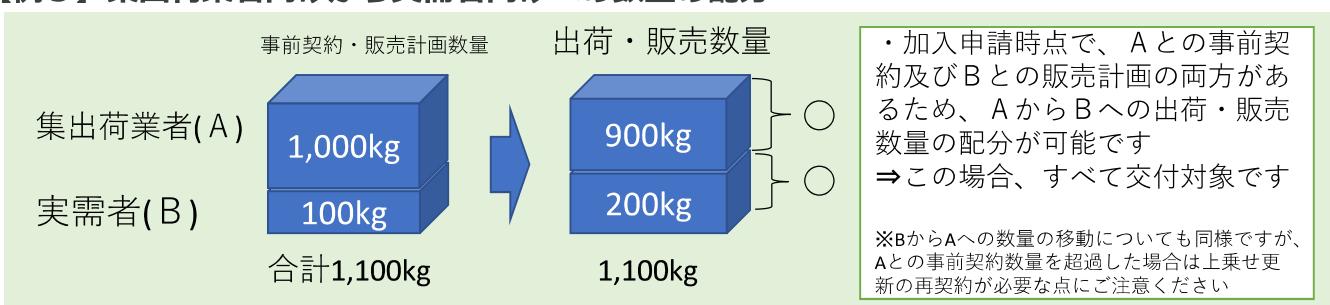


#### 【例4】実需者への販売計画に対する、販売先区分の変更

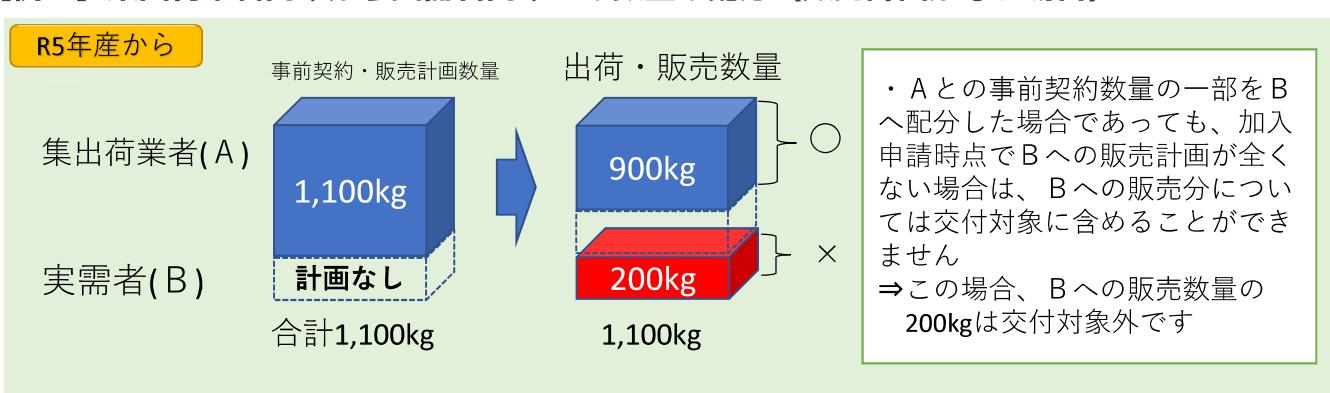


### 3 具体例

#### 【例5】集出荷業者向けから実需者向けへの数量の配分

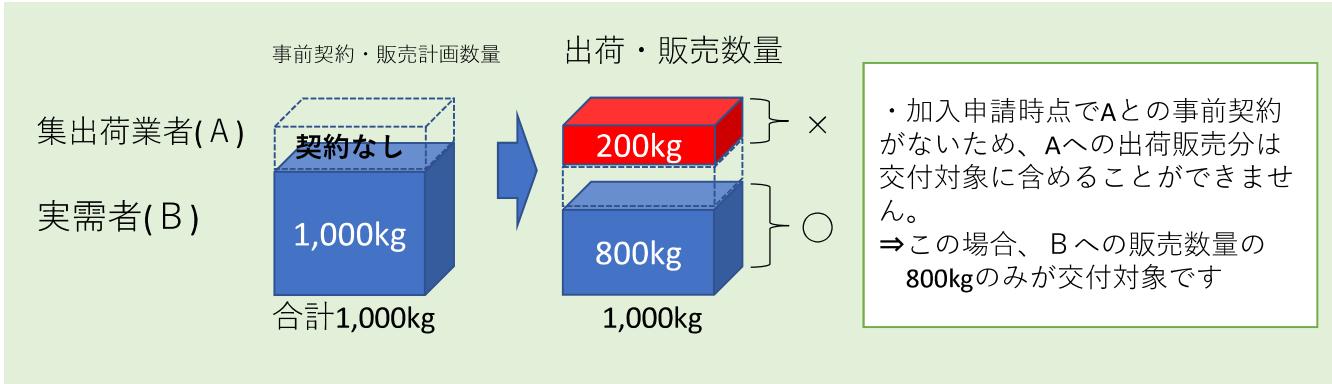


#### 【例6】集出荷業者向けから実需者向けへの数量の配分（販売計画がない場合）

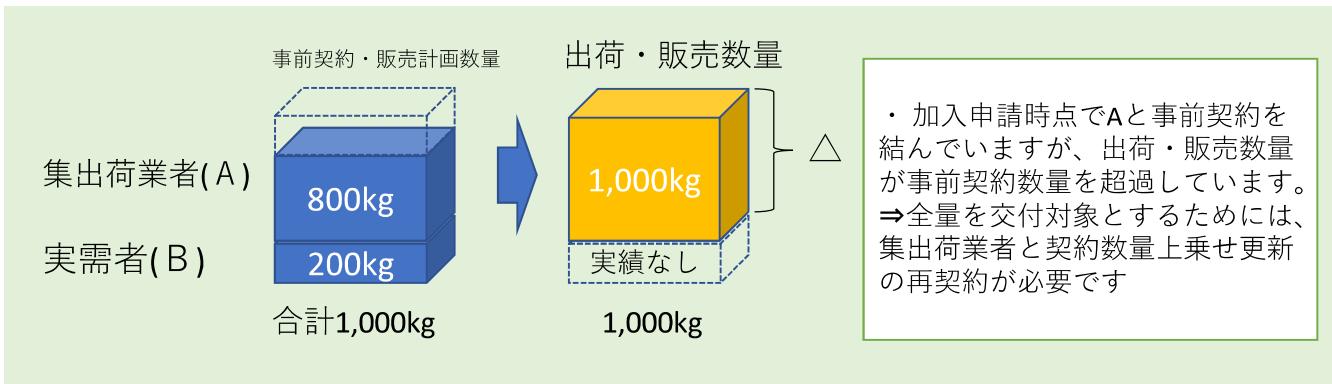


### 3 具体例

#### 【例7】実需者向けから集出荷業者向けへの数量の配分（出荷・販売契約がない場合）



#### 【例8】実需者向けから集出荷業者向けへの数量の配分（出荷・販売契約がある場合）



## 収入減少影響緩和交付金の交付申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者 住 所  
氏 名 [ 法人等にあっては、名称及び代表者の氏名 ]

交付申請者管理コード [ ]

収入減少影響緩和交付金の交付を受けたいので、以下の生産実績数量に基づき計算される金額の交付を申請します。なお、交付決定後の積立金残額の返納意向については、以下のとおりです。

交付決定後の積立金残額の全額について、その返納を申し出ます。

※返納を申し出る場合は、チェック欄に✓してください。

## 1 米穀

(1) 農産物検査3等相当以上かつ、農協又は主食集荷組合傘下業者へ販売又は販売委託した数量

地域等区分	出荷・販売先	(積立申出時) 契約数量	生産実績数量 (出荷・販売実績数量)
		kg	kg

(2) 農産物検査3等相当以上かつ、(1)以外の者に直接販売した数量

地域等区分	販売先 〔下記から選択してください〕 ①卸・小売 ②外食・中食 ③消費者 ④その他	(積立申出時) 販売計画数量	生産実績数量 (販売実績数量)
		kg	kg

(3) 合計((1)+(2))

地域等区分	生産実績数量
	kg
	kg

(注意事項)

- 米穀の生産実績数量の記入に当たっては、種子用に供される米穀、用途限定米穀及び自家消費用米その他の本交付金の交付対象とならない米穀は、生産実績数量には含めないでください。
- 1の(1)の出荷・販売先別の生産実績数量(出荷・販売実績数量)が、積立申出時の契約数量を超過する場合は、更新後の契約数量を確認できる書類を併せて提出してください。更新後の契約数量が確認できない場合は、積立申出時の契約数量が生産実績数量となります。

## 2 畑作物

- 北海道・収入保険に加入している構成員のいる集落営農 ⇒内訳を裏面に記載します。
- 上記以外 ⇒畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書に記載した品目ごとの品質区分別生産量の合計を、収入減少影響緩和交付金における生産実績数量として申請します(裏面は省略します)。

(北海道・収入保険に加入している構成員のいる集落営農に該当する場合)

## 畑作物

対象作物	地域等区分	生産実績数量
		kg

## (注意事項)

- ・ 収入減少影響緩和交付金の対象作物について収入保険に加入している構成員のいる集落営農にあっては、米穀及び畑作物のいずれも、対象作物ごと、地域等区分ごとの生産実績数量から、当該構成員の分を除いた生産実績数量を申告してください。
- ・ 米穀及び畑作物のいずれも、対象作物ごと、地域等区分ごとの生産実績数量を確認できる書類を添付してください（畑作物の直接支払交付金における数量払（以下「数量払」と言います。）の交付申請数量と同じ数量の場合は、添付する必要はありません。）。また、集落営農であってその構成員に収入減少影響緩和交付金の対象作物について収入保険に加入している者がいる場合にあっては、当該構成員に係る数量を確認できる書類も添付してください。
- ・ 生産予定面積の申出の有無に関わらず、数量払の交付対象数量がある対象作物については、生産実績数量として交付対象となりますので、当該対象作物に係る生産実績数量を全て申告してください。

収入減少影響緩和交付金の積立金返納申出書

年 月 日

地方農政局長 殿  
（北海道農政事務所長  
沖縄総合事務局長）

住 所  
氏 名 法人等にあっては、  
名称及び代表者の氏名

交付申請者管理コード	（18桁）
------------	-------

私が積立金管理者に対して積み立てた収入減少影響緩和交付金における現在積み立てている積立金の全額について、その返納を申し出ます。

# 直接販売した米穀の数量報告書（一覧表）の提出必須化について

- ・令和7年産の交付申請から、米穀の直接販売を行う申請者は、その数量等を確認できる書類（販売伝票等）とあわせて、当該数量を取りまとめた一覧表の提出を必須とする（令和8年4月改正予定）。

## R6年産

- ・直接販売を行う申請者にあっては、審査の迅速化及び交付金の早期支払のため、その数量等を「直接販売した米穀の数量報告書」（ナラシ\_別紙参考様式第2号又は当該様式と同様の事項を記載されたもの。）に整理するよう依頼していた（提出は任意）。



## R7年産

- ・直接販売を行う申請者にあっては、原則、販売伝票等の確認書類とあわせて、数量報告書又は当該様式と同様の事項が記載されたもの（以下、「一覧表」という。）を作成の上、提出する（必須化）。

- ・販売伝票等の確認書類は協議会止まりとし、協議会は国に対し、交付申請書、一覧表及びデータ（交付申請書の内容）を提出する。
- ・ナラシ\_別紙参考様式第3号による書類の添付省略申出は引き続き使用可能とする。

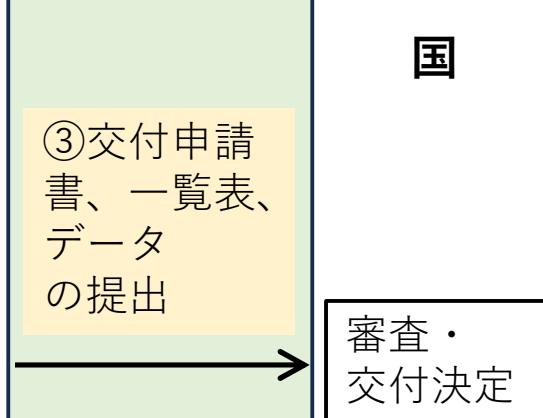
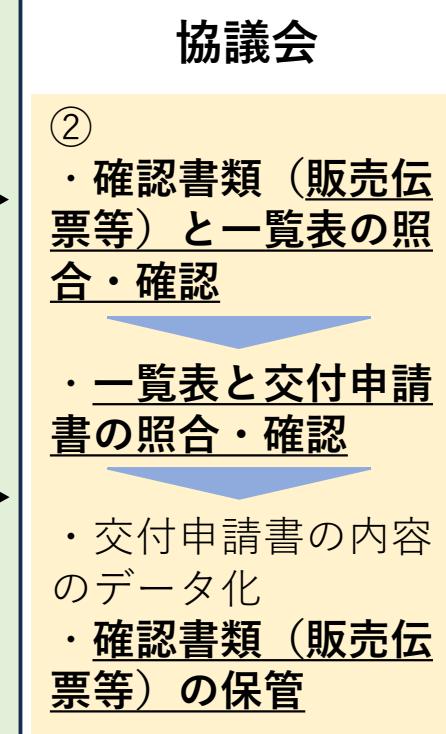
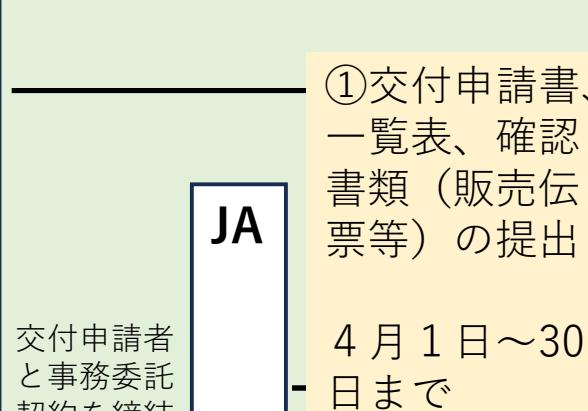
## 【補足】

ゲタについては、販売伝票等が10枚以上ある場合、原則一覧表の提出を求めているが、ナラシの原則提出の基準については、今後検討予定。

# 直接販売した米穀の交付申請～審査・交付決定までの流れ (協議会を経由する場合)

- 協議会は、交付申請者から提出された販売伝票等の確認書類とそれを基に作成された一覧表及び交付申請書の内容を照合・確認した上で、交付申請書の内容をデータ化する。
- 協議会は、一覧表、交付申請書及びデータを国に提出し、販売伝票等の確認書類を保管する。
- 国は、協議会から提出された交付申請書等により審査・交付決定を行う。
- 交付申請者と農協が事務委託契約を締結している場合、農協は協議会経由で交付申請書等を提出する。

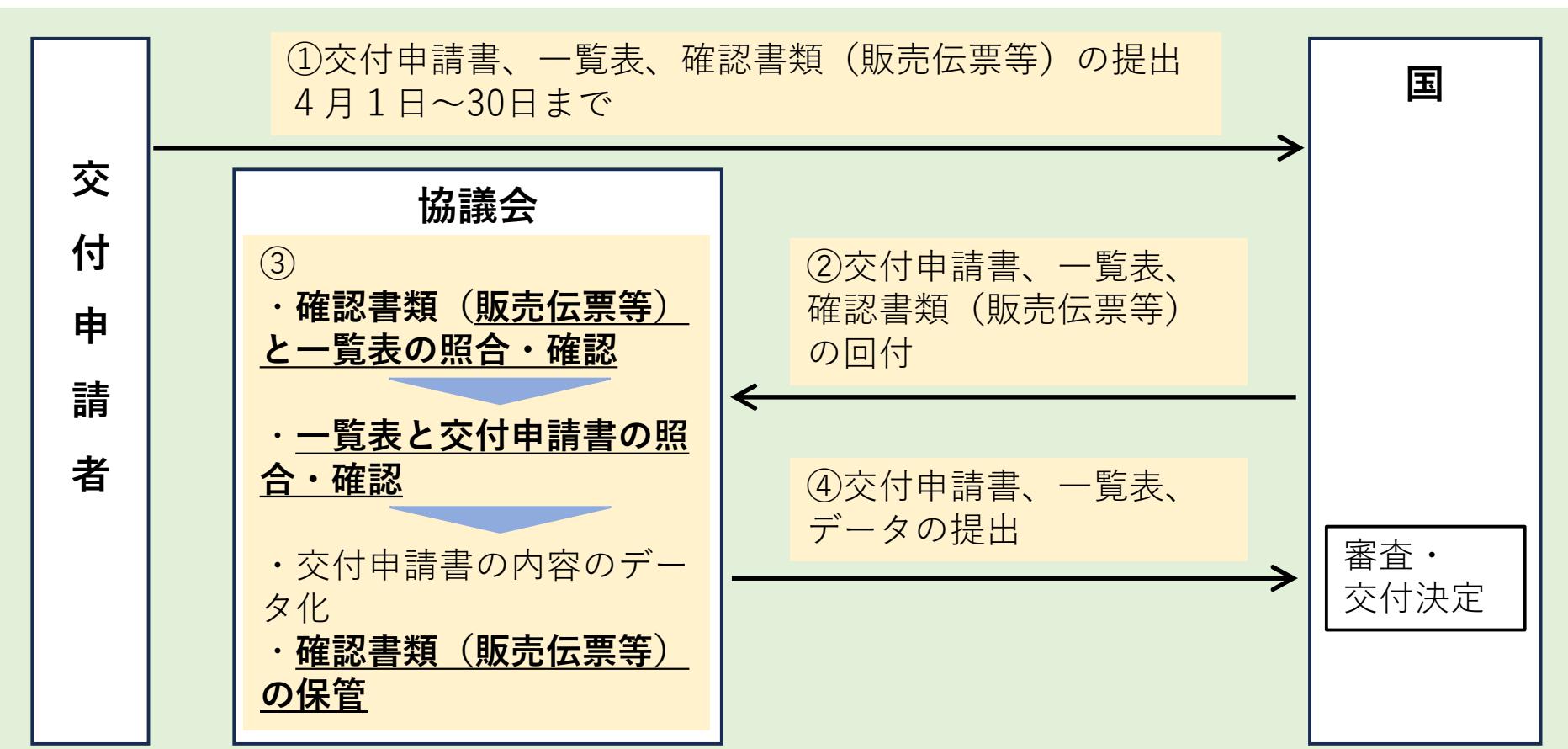
## 交付申請者



※本改正に伴う変更点に下線を付している。

# 直接販売した米穀の交付申請～審査・交付決定までの流れ (交付申請者から直接国に提出される場合)

- ・交付申請者から直接国に提出された場合は、国から協議会に交付申請書等を回付する。
- ・その後は、協議会が販売伝票等の確認書類とそれを基に作成された一覧表及び交付申請書の内容を照合・確認した上で、交付申請書の内容をデータ化する。
- ・協議会は、一覧表、交付申請書及びデータを国に提出し、販売伝票等の確認書類を保管する。
- ・国は、協議会から提出された交付申請書等により審査・交付決定を行う。



## 直接販売した米穀の数量報告書

地方農政局長 殿  
 北海道農政事務所長  
 沖縄総合事務局長

交付申請者 住所  
 氏名

交付申請者管理コード

—	—	—	—	—
---	---	---	---	---

## 1 玄米の販売対象数量

販売の相手先	銘柄名	販売(契約)年月日 ※4月1日以降に販売 予定であるものは契約 年月日を記入する。	個数	販売対象数量(kg)
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
小計(①) ※1kg未満切り捨て				

## 2 精米の販売対象数量

販売の相手先	銘柄名	販売(契約)年月日 ※4月1日以降に販売 予定であるものは契約 年月日を記入する。	個数	販売対象数量(kg)
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
小計				
玄米換算数量の小計(小計×110/100)(②) ※1kg未満切り捨て				

合計(①+②)

(注1)交付前年度末(収穫年の翌年の3月31日)までに販売したもの又は販売契約を締結して販売の対象としたものの玄米又は精米の数量を、販売の相手先ごと、銘柄(例えば、令和〇年産特別栽培米〇〇県産コシヒカリ玄米(又は精米)〇kg詰め等)ごとに分けて、すべて記入してください。(同一の販売相手先に係る販売契約が複数ある場合等において、同一販売先に係る記述が複数行にまたがっても構いません。)

(注2)精米については、販売対象数量の小計に、100分の110を乗じることにより換算した玄米数量を記入してください。

(注3)1kg未満の端数があるときには、小計(精米については、玄米換算数量の小計)の切り捨てにより整理してください。販売対象数量の合計は、玄米の小計と精米の玄米換算数量の小計を合計して記入し

(注4)販売の相手先ごとの販売契約書、販売伝票等(当年産の銘柄ごとの販売(予定)年月日、販売対象数量が確認できる書類)の写しを添付してください。(インターネットやFAX等による注文販売の場合は、販売の相手先ごとの注文書の写し、注文者への送り状(代金請求書)、受領書等注文を受けて販売の対象としたことの事実が確認できる書類の写しで可。)